

一般賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本野球連盟定款第55条第2項の規定に基づき、公益財団法人日本野球連盟（以下「本連盟」という。）の賛助会員について、必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、本連盟の目的及び事業に賛同する個人が、本連盟が定める会費を納めることでその資格を得ることができるものとする。

2 賛助会員の資格の期間は、会費を納入したその事業年度の終了の日までとする。

(入会手続)

第3条 賛助会員になろうとする者は、入会申込書に次条に規定する年会費を添えて、入会の申込みをしなければならない。

(会費)

第4条 賛助会員の会費は、次のとおりとする。

(1) 年額2,000円

(会員の特典)

第5条 賛助会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 本連盟が刊行する月刊情報誌（JABAニュース）を無料で受けることができること。
- (2) 本連盟が刊行する年間情報誌（日本野球連盟報）を特別価格で購入することができること。
- (3) 本連盟が発行する会員証の提示により、各社会人野球大会への割引入場等の特典を受けることができる。会員の特典に関する情報については、JABAニュースで告知する。

(会費の用途)

第6条 第4条に規定する会費は、毎事業年度における当該年度の公益目的事業に使用する。ただし、50%を限度として法人会計に繰り入れることができるものとする。

(除名)

第7条 本連盟は、賛助会員が違法行為又は著しく道義にもとる行為をする等、賛助会員としてふさわしくないと認めるときは、理事会の決議により当該賛助会員を除名することができる。

2 本連盟は、前項に規定する賛助会員の除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第8条 賛助会員は、退会通知を本連盟に提出することにより、当該年度中いつでも退会することができる。

2 前項の規定により、賛助会員が退会する場合において、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員資格の更新)

第9条 賛助会員は、会員資格を翌年度も継続したい場合、JABAニュースで告知される方法により更新手続きを完了するものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人日本野球連盟の設立の登記の日（2012年3月1日）から施行する。